

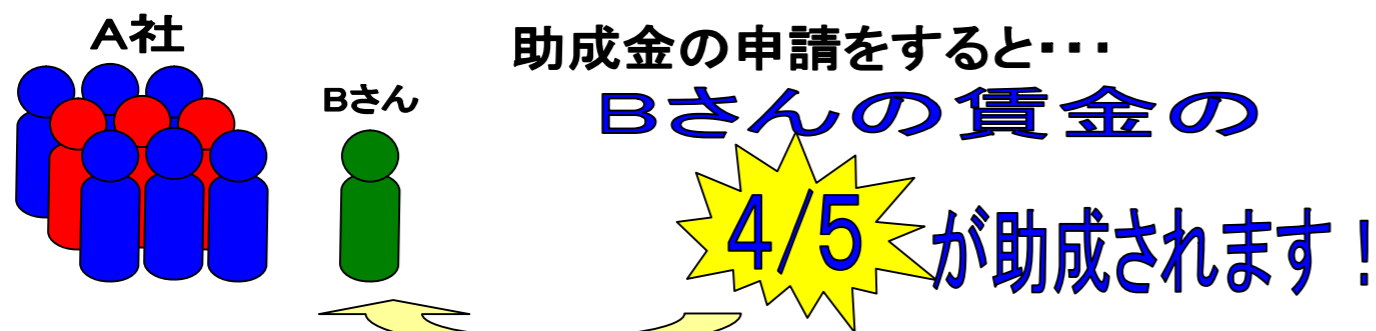
～労働者雇用維持に努められる事業主のみなさまへ～

朗報

# 「中小企業緊急雇用安定助成金」 が出ます！

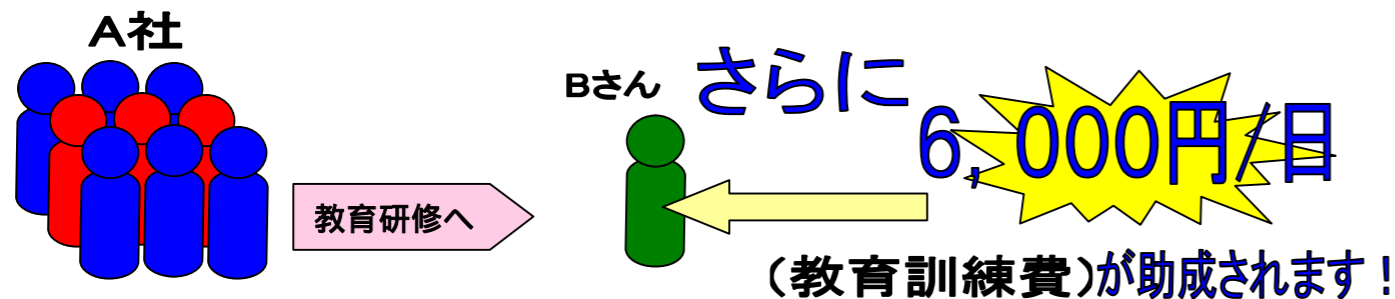
たとえば・・・

## 余剰社員のいるA社さんの場合



助成される条件って？  
うちの会社はもらえるのか？ **くわしくは**

## しかも、この期間に教育訓練を受けると、...



どんな教育訓練でもいいの？  
→ちゃんと定められています **くわしくは**

※ 当団体にて対応した教育訓練を実施しております。  
詳しくはご連絡ください。

**助成金**の対象となるには『事業が縮小されている』ことが条件になっています。  
ここで言う『事業が縮小されている』というのは以下の内容からなります

売上高又は生産量等の事業活動を示す指標の最近3か月の月平均値がその直前3か月又は前年同期と比較して5%以上減少していること。  
(ただし前期決算等の経常損益が赤字であれば5%未満の減少でも可)

注意 以下の場合には「事業が縮小されている」ことには含まれません

1. 例年繰り返される季節の変動によるもの
2. 事故又は災害により施設又は設備が被害を受けたことによるもの
3. 法令違反若しくは不法行為又はそれらの疑いによる行政処分又は司法処分によって事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによるもの  
(事業主が自主的に行うものを含む。)

**教育訓練**の内容は厚生労働省によって定められています。

【要件】

- イ. 事業主が自ら指定した対象期間内(1年間)に行われるものであること。
  - ロ. 所定労働日の所定労働時間に全1日にわたり行われるものであること。
  - ハ. 就業規則等に基づいて通常行われる教育訓練ではないこと。
- 二. 労使間の協定による教育訓練であること。
- ホ. 教育訓練実施日に支払われた賃金の額が、労働日に通常支払われる賃金の額に0.6を乗じて得た額以上であること。

形式は3通り「事業所内訓練」、「外部研修」、「委託訓練」の三つがあります。

【助成金の対象となる教育訓練】

技能向上、フォークリフトやクレーン等の技能講習、経営哲学、マーケティング手法、品質向上やQCサークルのスキルアップ、語学、新分野進出に関する業務内容、ISO、コーチング技法、OA関係、財務分析、モチベーションの向上、メンタルヘルス対策、人事・労務管理、リーダーシップ能力開発、コミュニケーション能力開発など

【助成金の対象とならない教育訓練】

- ・法令で義務づけられているもの。
- ・転職や再就職の準備のためのもの。
- ・教育訓練科目、職種等の内容に関する知識又は技能、実務経験、経歴を有する指導員又は講師(資格の有無は問いません。)により行われるものでないもの。
- ・講師が不在であり、かつビデオやDVD等を視聴するもの。